

手軽に便利

スマホで確定申告

ID・パスワード方式を利用したスマホ申告でより便利に

今年1月からスマホでの申告が可能となりました。さらに、来年1月から、2カ所以上の給与所得があるかた、年金収入や副業等の雑所得があるかたなど、スマホで申告できる対象が広がり、より便利になります。

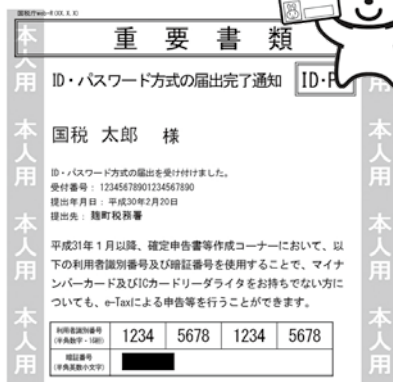
※申告書の控えは、PDF形式でスマホに保存できます。
※タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式は暫定的な対応です。早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

STEP

1 IDとパスワードの事前取得

本人が最寄りの税務署の窓口で申請できます。
税務署の窓口は、1月以降大変混雑しますので、可能な限り早めに申請してください。
必要書類…運転免許証などの本人確認書類
※職員と対面による本人確認を行った後、右のような通知を発行します。



STEP

2 申告書の作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセスして作成



STEP

3 e-Taxで送信

生命保険料控除証明書などの添付書類は提出不要です。
※提出は不要ですが、自宅で保管する必要があります。

①マイナンバーカード、②ICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード対応スマートフォンを使って送信することもできます！



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 検索

確定申告と市役所に申告する市・県民税申告って違うの？

確定申告

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を清算する手続きです。詳しくは、税務署（☎822-4231）へお尋ねください。

市・県民税申告

1月1日時点で長崎市に住所があり、前年中に一定の所得があったかたなどが市役所へ申告するもの。
※確定申告をされたかたは、市・県民税の申告をする必要はありません。
詳しくは、市民税課へお尋ねください。

●問い合わせ●
市民税課
☎829-1427

〈 広告 〉